

# 西東京・住基ネットいらない！ニュース

2005年4月10日発行 vol.6 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&amp;fax 0424-64-5481, 柳田 tel&amp;fax 0424-61-3246）

## 住基ネット付番取消訴訟&国賠訴訟 口頭弁論

# 本当はよくわかって ないんじゃないの？

2月7日、東京地裁で国賠訴訟の第3回口頭弁論が開かれました。

この前日に行われた西東京市長選挙では、現職市長が大差で破れ野党の推薦した新市長が誕生したばかり。もちろん、新市長は西東京市長として「被告」の座も引き継ぐこととなります。しかしこの日の口頭弁論でも、被告代理人は、市としてではなく国としての見解を示すことに終始していました。応答するのは市の職員ではなく、被告席の前列に陣取った訴訟検事ばかり。これには原告代理人の清水弁護士も「あなたは現場のことを知らないし、わかっていないのではないかと。西東京市のことを尋ねているのだから、後ろに並んでいる市の職員みずから説明をしてほしい。なぜ説明できないのか。国に聞いているのではない、市に聞いているのだ！」と語気を強める場面もありました。

### 勝手に付番しておいてそれはないでしょう

前回の口頭弁論での被告側は、原告119名のうち3名は住基ネット付番当時西東京市に住んでいなかったから提訴の資格失当である、との主張をしていました。

しかし当該の3名は付番当時たしかに西東京市に居住しており、その後事情があって市外に転居、さらにまた市内に再転入していたのです。最新の転入情報だけで早合点するのではなく、きちんと遡ってもう一度よく確認してはいかがか、との原告側代理

人の問いに対し、被告側は事情がわからず困惑の体で「当時、住所を有していたかどうかは原告側に挙証責任がある」と応じました。しかし本人のあずかり知らぬところで付番したのは、ほかならぬ被告西東京市です。付番した当事者がだれに付番したかも把握していないのに、なぜ本人に挙証責任があるなどといえるのか、まったく理解に苦しみます。

### コード番号は「人そのものに対する付番」か

続いて翌々日に同じく東京地裁で開かれたのは、付番取消訴訟の第3回口頭弁論。今回から裁判長が交代しています。原告代理人が「住基ネットの入力箇所としては、既存の住基CSのほかに住基ネット導入に伴う住基ネット専用のCSが別に存在するはずであるが、住基ネット専用のCSには未入力の状態ということか」と問うたのに対し、被告側は「確認して説明したいので、求釈明の内容を書面で出してほしい」と即答することができませんでした。後列には市の担当課の職員が座っているのにです。代理人も市の職員も、本当は現場のことがよくわかっていないんじゃないの？ との印象をさらに強めた瞬間でした。（2面に続く）



(1面から続く)

また被告側が前回「住民票コードは住民票に記載されるものであって、人に対して番号を付するものではない」と反論していたことについて、原告側が再反論を行いました。

被告の反論は形式的には成り立つかもしれませんが、もとより原告主張もウシの烙印のように住民一人ひとりに肉体的な刻印を付すものだと訴えているわけではありません。住民票コードが住民票に記載されているか、人に直接刻印されているかなどという記載場所の問題なのではなく、住民票コードの本質(個人と1対1対応であること)と機能(個人を容易かつ迅速に検索できる、すなわち管理できる)について問うているのであり、番号をいくら変更し

ようと特定個人について履歴をたどって常に数珠つなぎに情報が検索されるという点で、住民票コードはまさに「人間そのもの」を番号で管理するものです。原告代理人は原告の主張を再度明確に説明した上で、「言葉尻をとらえて議論が噛み合わなくなってしまふのは生産的ではない」として、被告に対してさらに認否を迫りました。

裁判長はこれについて「言葉尻の問題なのか、あるいは原告として言おうとしているポイントとなってくるのか、また言葉の定義がどこまで一致できるのか、よくは分からないが、被告はどう対応するか確認してほしい」と次回弁論で、被告に検討内容を提出するよう求めました。

(H)

## 住基ネット連続学習会(西東京市公民館講師派遣事業)大盛況!

# 「セキュリティに100%はない」 「あまりにも使い物にならないシステム」

2月26日、田無公民館で西東京市民連絡会主催の学習会が開かれ、ネットワークセキュリティ・コンサルタントの吉田柳太郎さんが「ITセキュリティ保護について～安全性確保のためには～」と題して講演を行いました。

市外からの参加者も目立ち、会場はほぼ満席。関西弁まじりの講師の軽妙な語り口に思わず引き込まれ、会場は和気あいあいとした雰囲気。ほんとうは難解なITセキュリティについてわかりやすく説明していました。

「セキュリティ対策には限界がある。セキュリティに100%はない。無限のコストがかかる」と語る吉田さんは、情報セキュリティの原則として「完璧なセキュリティを求めない(100%のセキュリティはないから)」「全体でセキュリティの問題を考える(1ヵ所だけではなくネットワークでつながっているところを全部見ないと何にもならない)」「高価にするな(何かを買えば済む話ではない)」「防御ラインは1つだけでは意味がない(“ファイアウォールがあるから安全だ”なんて大ウソ)」と次々と列挙。さらにもっとも重要なことは「システムを信じるな」「人を安易に信じるな」「できないことは、するな!(これが最も大事)」、そして最終的には「どうにもならん首長は引きずり下ろせ!(選挙で辞めさせることができる)」という「結論」が示されました。

参加者からは「小さな自治体は業者に丸め込まれず、必要なシステムを適正な価格で手に入れるために、どうやって業者を選んだからいいのか」という質問が出ましたが、「私をコンサルタントに選んでください」との答えに会場は笑いに包まれました。

続いて3月13日には同連絡会主催の第2弾として、日弁連・情報問題対策委員会副委員長の清水勉弁護士を招いた学習会が開かれました。清水弁護士は、西東京市の市民が提訴した住基コード取消訴訟および国家賠償請求訴訟の主任弁護人を務めています。

同じく、会場はほぼ満席。講演タイトルは「住基ネット無責任症候群からの脱出をめざして～『法による行政』から見た住基ネット」で、住基ネット導入の経緯、第一次稼働、第二次稼働から現在に至るまで、法律の面から見た住基ネットの問題点が指摘されました。

「住基ネットはデキの悪い仕組みで、あまりにも使い物にならない。そもそも制度設計が間違っている」「国の言いなりという時代は終わった。地方分権の時代は自治体が自分で考えるのがあたりまえ。住基ネットは自治事務。住民も、地域の民主主義、自治体財政健全化という観点から考えなければ」という清水弁護士の歯切れのよいお話を受けて、「住基ネットと公的個人認証の関係は」「国賠訴訟の今後の展開はどうか」「“プライバシー”を住民はどのように考えていったらいいか」などの活発な質疑応答があり、「道路公団のETCが普及していったように、便利だからという理由で住基カードを持たざるを得ないような事態になりはしないか」という不安の声も出されました。



「住基ネットはあまりにも出来が悪い」と語る清水勉弁護士。

【都下自治体住基ネット関連実態調査・回答状況一覧】

(西東京市民の個人情報を守る会)

		住民基本 台帳人口	住基カード (写真有)	住基カード (写真無)	住基カード (計)	住基カード 申請率 (%)	a. 広域交付申請件数 (他自治体の住民が申請)	b. 広域交付申請件数 (住民が他自治体で申請)	付記 転入	付記 転出	職員への住基カード所 持の推奨	住基カードを所持する 職員数
千代田区		42,563	366	10	376	0.88	733	86	0	1	行っていない	把握していない
中央区	9月1日	92,135	353	33	386	0.42	757	166	4	4	していない	把握していない
港区		170,181	759	67	826	0.49	04年度 368	04年度 105	1	3	公式にはしていない	調査していない
新宿区		273,122	交 2,132	交 64	交 2,196	交 0.80	1,178	352	11	6	していない	不明
文京区	9月1日	177,617	1,362	224	1,586	0.89	384	251	7	8	していない	未調査
台東区	9月1日	157,947	1,048	119	1,167	0.74	636	120	4	0	していない	不明
墨田区	9月1日	224,017	1,007	47	1,054	0.47	208	250	5	3	いいえ	把握していない
江東区	9月1日	401,382	-	-	2,573	0.64		a. b. 計 584	9	8	特にしていない	把握していない
品川区		330,236	-	-	971	0.29	505	340	9	2	-	不明
目黒区	9月1日	246,834	交 2,069	交 83	交 2,152	交 0.87	392	280	8	17	特にしていない	調査していないため不明
大田区		653,730	1,241	89	1,330	0.20	386	549	6	3	していない	把握していない
世田谷区	9月1日	804,847	2,522	150	2,672	0.33	776	1,114	12	8	していない	わからない
渋谷区		195,263	926	68	994	0.51	784	238	6	0	していない	不明
中野区		298,285	2,227	144	2,371	0.79	234	238	3	5	行っていない	把握できない
杉並区		514,112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊島区	9月1日	252,373	1,119	108	1,227	0.49	674	325	7	7	していない	不明
北区	4月1日	315,672	1,529	68	1,597	0.51	(2004.4~8) 82	(2004.4~8) 139	3	1	していない	統計をとっていない
荒川区		175,763	1,978	12	1,990	1.13	151	164	5	7	していない	統計をとっていない
板橋区		507,977	2,259	135	2,394	0.47	504	518	3	7	していない	把握していない
練馬区		671,437	-	-	2,443	0.36	444	646	5	4	していない	把握していない
足立区		624,548	2,875	178	3,053	0.49	515	508	8	5	特にしていない	不明
葛飾区		424,947	1,268	39	1,307	0.31	191	378	9	3	していない	把握していない
江戸川区		636,891	交 3,731	交 1,618	交 5,349	交 0.84	108	254	5	9	していない	把握していない
江王子市		533,591	交 1,819	交 90	交 1,909	交 0.36	283	486	4	3	推奨している	不明
立川市		168,724	488	31	519	0.31	373	129	2	0	特にしていない	把握していない
武蔵野市		132,036	651	58	709	0.54	170	109	2	3	特にしていない	不明
三鷹市	9月2日	170,281	-	-	交 890	交 0.52	140	133	5	1	行っていない	調査していない
青梅市		139,355	323	50	373	0.27	48	97	0	3	特にしていない	把握していない
府中市		233,532	992	89	1,081	0.46	120	145	5	5	特にしていない	把握していない
昭島市		108,805	554	39	593	0.53	46	94	2	2	特にしていない	12
調布市		207,004	943	48	991	0.48	117	148	1	1	していない	把握していない
町田市		400,273	交 1,345	交 120	交 1,465	交 0.37	247	434	4	4	特にしていない	不明
小金井市	9月1日	111,558	792	58	850	0.76	76	106	1	8	していない	把握していない
小平市		176,728	交 762	交 41	交 803	交 0.45	89	190	5	5	特別にしていない	把握していない
日野市		168,956	655	33	688	0.41	229	229	3	2	していない	調査したことはない
東村山市		144,164	660	56	716	0.50	65	149	2	3	-	-
国分寺市		111,803	179	53	232	0.21	70	37	1	0	把握していない	把握していない
国立市		72,406	-	-	-	-	-	-	-	-	していない	把握していない
福生市		59,588	交 435	交 16	交 451	交 0.76	44	33	0	1	していない	集計・把握はしていない
狛江市		75,494	231	45	276	0.37	34	79	2	2	していない	把握していない
東大和市		80,203	273	23	296	0.37	50	63	0	0	周知したが、推奨していない	把握していない
清瀬市		71,595	362	25	387	0.54	33	46	2	2	特にしていない	把握していない
東久留米市		114,250	22	494	516	0.45	76	79	5	6	特にしていない	把握していない
武蔵村山市		66,120	260	8	268	0.41	40	65	1	0	特にしていない	把握していない
多摩市	9月1日	141,929	828	114	942	0.66	137	125	0	4	していない	把握していない
稲城市		75,333	259	25	284	0.38	75	70	1	0	推奨している	不明
羽村市		55,363	288	25	313	0.57	46	50	4	1	していない	把握していない
あきる野市		79,874	交 181	交 18	交 199	交 0.25	21	13	1	0	していない	集計・把握はしていない
西東京市		186,790	893	43	936	0.50	86	168	1	6	特にしていない	把握していない
瑞穂町	9月1日	33,982	118	1	119	0.35	23	21	0	2	していない	把握していない
日の出町	9月1日	15,986	20	1	21	0.13	14	16	0	0	特にしていない	2
檜原村		3,140	23	0	23	0.73	4	6	0	0	口頭で推奨	不明
奥多摩町		7,180	65	1	66	0.92	10	3	0	0	特にしていない	3
大島町		9,191	-	-	21	0.23	7	8	0	0	していない	9
利島村		303	2	3	5	1.65	0	0	0	0	特段にしていない	3
新島村		3,166	4	0	4	0.13	2	5	0	0	特にしていない	2
神津島村		2,176	2	1	3	0.14	0	0	0	0	特になし	3
三宅村		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村		281	1	1	2	0.71	4	0	0	0	無	1
八丈町		8,971	15	0	15	0.17	9	10	0	0	特にしていない	4
青ヶ島村		201	4	0	4	1.99	0	0	0	0	特にしていない	2
小笠原村		2,369	5	3	8	0.34	9	4	0	1	していない	1

注1) 港区の住基カード申請件数は、奥山俊太郎氏開示請求に基づく公文書<sup>1</sup>住基基本台帳カードの申請件数。(2004年3月31日時点)に今回調査の件数を加えて算出した

注2) 港区の付記転入・転入の の数字は04年度中の実績

- 三宅村を除く都下の全自治体を対象に調査を実施した。(2004年9月12日付で照会書面を送付)
- 住基事務担当課に下記の(1)から(7)までを書面にて問い合わせ、回答はすべて書面で回収した。
- いずれも**2004年8月31日時点**における回答を求めた。(ただし、 は回答における住基人口の日付)
- 住基カードについては写真の有無を含め年代別の回答を求めたが、集計をしていない自治体が多かったため、回答状況一覧への掲載は省略した。
- 住基カード申請率は住基人口に対する交付申請の割合を示すが、欄に「交」とあるのは交付率(交付の割合)を示す。
- 回答のなかった項目は「-」で記した。

(1) 住民基本台帳人口

(2) 住民基本台帳カード交付申請件数:年代別に写真付き、写真なしの件数

\* 交付申請件数を照会したが、交付件数を答えてきたものは「交」と記した。

\* 年代別集計の掲載は省略した。

(3) 庁内職員に住基カードの所持を推奨しているか

(4) 住基カードを所持する庁内職員の人数

(5) 広域交付申請件数

a. 他自治体住民が貴自治体で申請した件数

b. 貴自治体住民が他自治体で申請した件数

(6) 付記転入・付記転出それぞれの件数

# 新市長が住基ネットについて初答弁! 「様々な意見があることを承知している」

1面でもふれた通り、この2月に西東京市には新しい市長が誕生しています。自民党・公明党などが推薦する現職の保谷高範氏を、民主党・共産党・社民党・生活者ネットなどが推す元都議の坂口光治氏が大差で破り初当選を果たしました。新市長は「市民との対話」を重視し、「憲法・教育基本法・地方自治法を暮らしに活かす」ことを基本理念として当選しています。「情報公開・市民参加・説明責任」をマニフェストに掲げる新市長が、住基ネットと2つの訴訟についてどういふ見解を示すか、注目された3月議会での答弁の詳細です。

## 森輝雄議員（無所属）

「住基ネットに対して、市長としての考えは」

## 坂口光治市長

「本市においては関係法令に基づき必要な個人情報保護措置を講じた上で関係部署が連携を密にしながら運用をしていると聞いている。この事務事業は今日まで2年6か月余りを経過したが、順調に稼働しているということである。住基ネットは高度情報化社会において住民の負担軽減、サービスの向上、国・地方を通じた行政改革を図るということを目的としており、各種申請、届出等の手続に際し、住民票の写しの添付の省略が可能になるなど、利便性が拡充されていると承知している。

また公的個人認証サービスの実施及び電子政府、電子自治体を実現するための不可欠な基盤として極めて重要な役割を担っているものと認識している。

この制度については様々な意見があることを承知しているが、本市においても住民票コードの付定処分取消し、並びに損害賠償請求の2事件が東京地方裁判所に提訴され、裁判が進行しているところであるが、住基ネットは住民基本台帳法に基づき実施し

ている事務事業であり、今後の対応については国・東京都とも連携を図り、適切に対応していきたいと考えている。

また、これらの訴訟2件は住基ネットに関する訴訟であるため、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき法務大臣に訴訟の実施を依頼したものである。

さらに住基ネットは住民基本台帳法に基づき全都道府県、市区町村で運用されているものであることはご承知のとおり。本件訴訟における西東京市に対する請求内容は法の規定に基づき市が行う事務の取消し、損害賠償を求めるものであり、住基ネットを行っている各都道府県、市区町村に大きな影響を与えることとなると考える。

さらに住基ネットは電子政府、電子自治体を実現するための不可欠な基盤として極めて役割を担っていることから、法の目的、住基ネットの必要性について国と関係機関の協力を得て市としての主張、立証を尽くすため、訴訟の実施を依頼する必要があった。」(2005年3月11日 西東京市議会一般質問)

## よてい表

### 取消訴訟 第4回口頭弁論

4月12日(火) 10時40分~  
東京地裁 713号法廷

### 国賠訴訟 第4回口頭弁論

4月18日(月) 13時30分~  
東京地裁 713号法廷

## 活動日誌

2/7 国賠訴訟 第3回口頭弁論

2/9 取消訴訟 第3回口頭弁論

2/26 住基ネット学習会「住基ネットのいま 1. セキュリティは大丈夫?」に参加

(講師:吉田柳太郎さん 主催/西東京市民連絡会)

3/13 住基ネット学習会「住基ネットのいま 2. 住基ネット無責任症候群からの脱出をめざして」に参加

(講師:清水勉さん 主催/西東京市民連絡会)